

令和7年度 第2回府中市医療的ケア児支援推進連携会議 会議録

1 日 時 令和8年3月5日（木）午後6時00分から午後7時30分

2 場 所 府中市役所おもや4階 第2特別会議室

3 出席者（敬称略）

(1) 委員名

富田 直委員、池田 次郎委員、梶原 厚子委員、高橋 美佳委員、妻鹿 真一郎委員、
犬飼 知子委員、麻生 千恵美委員、古寺 久仁子委員、沖谷 共子委員、中村 美奈子委員、
大谷 典江委員、日置 麻里子委員、稲田 耶々委員、齊藤 裕美委員、齋藤 直子委員、
山崎 智央委員、荻野 道高委員

※横道 淳子委員、大内 貴文委員 欠席

(2) オブザーバー1名

鈴木 絵美

(3) 職員名

向山 昇剛（障害者福祉課長）、南山 貴之（障害者福祉課主査）、犬塚 智矩良（障害者福祉
課保健師）、高井 美帆（障害者福祉課保健師）、並木 健人（障害者福祉課事務職員）、
當間 恭雄（障害者福祉課会計年度任用職員）

4 内 容

(1) 障害者福祉課課長よりあいさつ

(2) 各機関の現状・取組みについて

【池田委員】

皆様の活発な議論を参考にさせていただきたい。

【高橋委員】

主に成人の相談支援を受けている。最近だと、都調整の療養介護に入所される方が多くいる印象。
また、住宅型有料老人ホームが最近新しく開所しており、障害者でも入所できる場合もある。ご家
族が介護できなくなり入所するケースが多い印象で、その分、生活介護事業所に空きが出ている。
少しずつ8050問題が動き始めていることを感じている。

【妻鹿委員】

当事業所ではスタッフ2名で対応しているが、ケースがいっぱい。年度末にかけてかなり計画相
談の依頼を受けるが、お断りしている状況。先日も病院経由で医療的ケアが必要な方のケースを依
頼されたが、対応できなかった。地域でもっと医療的ケアに対応してくれる計画相談が1件でも増
えてくれたらと思う。

なかなか難しい支給決定を市役所をお願いすることがあり、所内で検討後認められたケースもある。困っているご家族がいたら、自分のケースを通じてどのようにしていけばいいのかをこの場で話ができたらと思っている。

【犬飼委員】

児童発達支援事業では、医療的ケア児の受け入れはない状態。ミキサー食の方はいる。障害児相談支援事業を行っているが、そこでは医療的ケア児3名を受けている。

【麻生委員】

医療的ケアの必要な方は8割程度で、児童・成人の方が利用されている。人工呼吸器装着者が増えている状況で、そこに対応するために看護師を増やす必要がある。特に生活介護は利用者の体が大きい分、人手が必要になるため、看護師や支援員を多く配置しているが、人員は不足している状況。

【古寺委員】

療養介護、医療型障害児入所、短期入所、生活介護、児童発達支援、保育所等訪問支援を行っている。児童発達支援の利用者は、今年度保育所の医療的ケア児枠で入所し、来年度も新たに保育所に入所する医療的ケア児がいる。来年度入所するお子さんのお母さまが「食事やコミュニケーションの面で心配はあるが、わくわくしかない。」と仰っていた。心配している食事の部分はすでに保育所の方々に摂食指導を見てもらっているので、今後も引き続き連携をとっていきたい。

【沖谷委員】

本校では、令和7年3月末時点で、医療的ケア児の延べ数として149名いる。医療的ケアの申請者が48名なので、一人の方がいくつかの医療的ケアを必要としていることになる。人工呼吸器装着者も増えており、通学を選択される方が増えてきているように思う。

新1年生を4月に迎えるにあたり、就学相談が終わった方はできるだけ保護者の付き添い期間を短縮するため、学校から看護師や教員が療育機関や園に出向き、お子さんの状況や医療的ケアを見に行くなどの対応をしている。医療的ケアの内容としては、経管栄養と経口摂取を併用される方が徐々に増えてきている印象。経管か経口、どちらの方法をメインにするか、経口摂取の時に何に気を付ければいいのか等、お子さんの状況に応じた支援が望まれている。都内の特別支援学校の知的教育部門にも医療的ケア児であれば、受けるケースが増えている。本校は令和7年までいなかったが、次年度知的教育部門に1名医療的ケア児が入学する予定です。

【中村委員】

重症心身障害児が生まれたときに、円滑に病院から地域へ生活拠点を築けていけるような支援を訪問や電話など様々な方法を通して相談にのる。東京都事業として西部訪問看護事業部が実施している訪問看護の窓口にもなっている。出生直後だけでなく、圏域では途中で障害をおった方も年間で数件あり、そうしたご家族のケアも考えている。市の母子保健分野や障害分野にいる保健師とも連携をとりながら、地域の中の様々な支援者につながれるように支援している。

災害時個別支援計画は、医療的ケアのある方、特に人工呼吸器を使っているお子さんの計画は、健康推進課と一緒に作成している。計画を立てるだけでなく、課題を見出しながら施策化していく役割を担っている。

医療的ケア児等コーディネーターが各市に配置されている中で、活動の仕方も自治体によって違うことが見えている。東京都医療的ケア児支援センターが連絡会を開催しているが、保健所も圏域6市を支援する役割も担っているので、必要であれば医療的ケア児等コーディネーターが話をできる場を設けられれば良いと考えている。

【大谷委員】

会員以外も参加できるお話サロンを開いたり、たくさんの方に会の存在を知ってもらえるよう模索している最中。学校での保護者付き添いについてだが、子どもがカニニューレ有りからカニニューレフリーに変わった。こちらから詳しい説明を求めるまで、どうやったら付き添いが外れるかについて説明がなかった。校内の付き添いは外れたが、バスへの同乗はいつごろ外れるかの説明がないまま続いている。小学校入学前の保護者の付き添い短縮については進んでいるのかもしれないが、途中の医療的ケア変更については、進んでいないという印象がある。

【日置委員】

医療的ケアのネットワークがあるが、月1回、茶話会を開いて現状を話す機会を設けている。学校に配信ツールがあり、今年度から本格的に開始した。PTAの情報を紙より早く伝えられるようになった。

ZOOMを今まで使えていなかったが、学校に来られない保護者が多いため使うようになった。参加者も増え、ZOOMを利用してほしいという声もあったので、今後も使っていきたい。

PTAの中で、卒業後に利用できる施設があるかを確認している。ない場合はその現状を市に伝えていきたいので、情報の吸い上げをしているところ。

【稲田委員】

病院やご家族からの連絡で医療的ケア児を把握し、地区担当保健師が各家庭に関わり、状況の把握や必要な資源の調整・フォローを行っている。医療的ケアの情報や、お子さんの様子は支援者の皆さんから情報提供で把握できる部分があるので、今後も各機関とも連携をしていきたい。

【齊藤委員】

在宅人工呼吸器個別支援計画で関わっている。人工呼吸器使用在宅療養者は43名のうち、36名についてはすでに個別支援計画の作成をした。保健所と役割分担をして作成している。来年度は、新規事業として訪問看護事業所に在宅人工呼吸器使用者個別支援計画の作成を委託する事業を予定している。この件については、訪問看護事業所にヒヤリングを行い、様々な場面で協力していただくことになると思う。

【齋藤委員】

公立保育所3か所、私立園1か所で医療的ケア児を受け入れている。どのお子さんも集団に入ってその子なりの成長がみられている。医療的ケアの内容については、酸素、吸引、経管栄養を受け入れている。令和8年度については、さらに3名を受け入れる予定。医療的ケアの内容は酸素療法、気管切開、導尿。来年度は年齢の制限を見直して、受入れの幅を広げる。

【山崎委員】

医療的ケア児の就学児の受け入れ調整、看護師の配置や予算確保、その他学校側の運営課題の力

ンファレンス、指導助言を実施している。

現在の市立学校の受け入れ件数は小・中学校で4件。

【荻野委員】

学童クラブには現在1名在籍しており、以前より継続して利用されている。受入れにあたっては関係機関や保護者と連携しながら、安全な育成環境の確保に努めている。来年度の入会申し込みについても、医療的ケア児は当該児童1名のみ。今後も医療的ケア児が安心して学童クラブを利用できるように、支援に努めていく。

【梶原委員】

現在、事業所で関わっている医療的ケア児2名が、市内の保育所に通っている。あるお子さんは自宅ではまったく酸素がつけられないが、本人を楽しませながら保育をしてくれ、ちゃんと酸素をつけて保育所に通っている。

両親が外国人で、来年度年長になる気管切開のある医療的ケア児がいる。これから教育センターで就学相談を受けると思うが、支援者だけで就学支援を行うことは難しいので、市の協力も得て進めていきたい。

特別支援学校に気管切開のお子さんが入学し、楽しく元気に通えている。学校に保護者付き添いの短縮に力を入れてもらい、6月になる手前で母の付き添いも外れた。しかし、通学バスには乗れておらず、親が仕事を休まないと通うのは大変だと感じた。親が学校に連れていくとなると、タクシー代の償還払いも選択肢にあるが、支払えるかが問題。家族の力と経済力で学校に行けなくなるのは問題なので、市の福祉でどうにかならないか。

成人の人工呼吸器装着者で、本人が40代、親が70代のケースについて、特に災害時の問題は深刻だと感じている。避難できないと諦めず、皆で避難しようと思っていることを伝えつつ、ヘルパーとともに取り組んでいかなければならないと思っている。

なかなか難病患者が利用できるショートステイはないため、府中療育センターや府中市内の事業所に行って受入れをお願いしていきたい。

【事務局】

子ども発達支援センターはばたきの令和7年度4月から12月までの初回電話相談件数は596件で、昨年度同時期より60件減少した。年齢別の傾向としては、年長を除く未就学児の相談件数は増加し、特に、令和7年度で最も相談件数が多かったのは2歳児で、2歳児が最多となる傾向は昨年度と同様。一方で、昨年度は2歳児に次いで相談件数が多かった5歳児や小学1年生の相談が、今年度はいずれも減少傾向が見られている。

2月に府中療育センターとの情報交換会を実施した。府中療育センターの通園を利用しているお子さんが、必要に応じて相談へ円滑に繋がるよう、対応の確認を行った。はばたきでの医療的ケア児の受け入れについて、一律の決まりは設けておらず、個々のケースに応じて検討していくことを共有した。

【事務局】

今年度は医療的ケア児のご家族からの相談として、転入ケースの相談が複数件あった。内容は、「医療的ケア児が利用できる児童通所施設を教えてほしい」、「保育所や公立学校に入ることはできるか。」など。在宅レスパイト事業や障害福祉サービスの相談・申請はコンスタントに入っている。

重症心身障害児(者)及び医療的ケア児在宅レスパイト等事業について、令和8年4月1日より、サービス提供時間を144時間から288時間に変更される予定。3月の議会で予算が確定すれば288時間で運用される。

三鷹市、調布市、府中市の三市共同で整備を行った「障害者福祉施設みちふの森」が令和8年4月に開設される。実施事業は生活介護と短期入所。短期入所の対象者は①身体障害者手帳をお持ちで、障害者福祉サービス受給者証に短期入所の支給決定がなされている方、②日常生活の基本動作（食事、排泄、入浴、着替え、移動等）が困難で、その大半に介助を必要とする方、③重度の障害を持ち医療的ケア等が必要なため、地域の短期入所施設の利用が難しい方。利用には登録が必要で、医療情報提供書等の必要書類の準備、訪問面談をしたうえで利用の可否が判断される。

【富田委員】

東京都医療的ケア児支援センターは、府中市とも面談を重ねるなどして、各自治体と顔の見える関係を築くことに力を入れている。来年度に向けて、医療的ケア児支援センターが中心となり、災害対策に関して各自治体や医療的ケア児者、支援者と共同して災害対策に取り組んでいく予定。子ども家庭庁から詳細が出たら、ぜひ地域の皆さんと協力して災害対策に取り組んでいきたい。

【梶原委員】

この会議に3～4年参加しているが、すごく進んだものもあるし、なかなか進まないものもある。ここで知り合った人たちで小さな部会ではないが、別のところで会議を開き、より詳細な話ができればと思う。例えば、中学校から高校に進学するお子さんにどのようなアドバイスをしたらいいかなどを共有したり、解決につながるような会議ができればいい。

多摩地域の通学事情、例えば実際に親がいなくて通学できている特別支援学校と地域校の生徒が何人いるかなど、実態を詳しく知りたい。災害対策にもつながるのでは。人工呼吸器だけでなく、医療的ケア児の方は不安を抱えているため、実態を把握するところから始められれば。23区では調査しているらしい。

【事務局】

過去に市では医療的ケア児等コーディネーターが集まって年1～2回、交流会を開催したことがある。ここ2年ほどは開催できていないが、医療的ケア児支援にちなんだ様々な話題を話す場があるので、今後もそのような機会を設けていければと思う。

先ほど話にあがった通学状況の調査について、市では通学に特化した調査は実施していない。必要性はあると思うので、今後検討課題として考えていきたい。

【梶原委員】

今後、都立けやきの森学園だけでなく都立武蔵台学園に通いたい医療的ケア児も実際にいるけど、都立武蔵台学園には行けなかったのが、発達状況で見ると適切ではないが都立けやきの森学園にお願いすることになるか。医療的ケアで分けるのではなく、発達特性に合わせて教育の場を選べるとよい。公立学校に行った子は本人に合っていて、成長している。子どもが自身の発達に合った場所で学べるように、府中市として足りていないことを洗い出し、どういった実態調査をしていけばよいかを地域の方も含めて考えていただきたい。

【富田委員】

通学状況等はそれぞれ学校でしっかり把握されていると思う。実態調査についてはどのような切り口でやっていくかが考えどころ。医療的ケア児でバスに乗りたいたけれど、生徒の人数が多い、同乗できる看護師が少ない、ルートの問題など様々な理由で乗れないことがある。また、府中市は学校がある場所もかなりハンデがあり、駅からの距離が非常に遠いという地域性もある。都立武蔵台学園と都立けやきの森学園のどちらを選択しても、よい面と悪い面があって悩むだろうし、教育現場や支援者も皆悩んでいる。すべてが希望通りにはならないが、ひとつひとつ丁寧に解決していくことが必要になってくるかと思う。「これが問題だからこうすればいい」とするのは難しく、学校現場の意見も必要。

【沖谷委員】

都立の特別支援学校の中で、医療的ケア児は肢体不自由教育部門が受けていることが多い。肢体不自由部門では教職員が医療的ケアに慣れている部分があるかもしれない。しかしながら知的障害教育部門で受けないわけではない。入学前のやりとりで、「前例がない」、「医療的ケア児の対応を知る関係者がいない」などのニュアンスを、知的障害教育部門では受けてもらえないのだと相談した方が受け取ったのではないだろうか。近年では知的障害を持つお子さんの教育環境として適切と市や都の教育委員会が判断した場合、知的教育部門のある特別支援学校でも入学を受け入れてるケースがある。知的障害部門の学校には「肢体不自由特別支援学校以外の都立学校で医療的ケアを実施するために」という手引があり、医療的ケアの支援学校の協力を得ながら医ケア児の受け入れができるようになっています。

さきほど質問にあった通学時のタクシー代について、タクシーで通学したい場合、保護者と本人が乗る1年分に補助がでる就学奨励費がある。お子さんの通学保障として都立学校は、歩ける距離にもないため、義務教育段階のお子さんにスクールバス、タクシー、自家用車の方にはガソリン代の補助をして通学保障としている。保護者が学校へタクシーで送り、帰る帰路分の交通費も就学奨励費が出ることになり、タクシー代の保護者負担は無いことになる。しかし、医ケアバスに乗車するまでは様々な手続きがあったり、早朝に乗車する看護師が常に不足している。乗れる段階になった方がいたとしても、看護師不足で家族の同乗が必要になるなど、様々な課題が都立特別支援学校側にあるのは事実。保護者にも負担をかけていると理解している。

【大谷委員】

いつごろから就学奨励費でタクシー代が出ているのか。

【沖谷委員】

ここ3～4年かと思う。新入生からこのような問合せがあった場合は、通学手段にこのような選択肢があると伝えている。ただ、1年間分を申請するものなので、医療的ケアが立ち上がったので途中から違う通学方法（タクシーからスクールバス等）に変更することは、年度途中は手続き上できない。

【事務局】

医療的ケア児の通学時における送迎については、なかなか解決が難しい内容と感じたが、確かに取り組んでいかないといけない問題だと思う。今後の検討課題として受け止めていきたい。

(3) 医療的ケア児等コーディネーター委託事業について

【事務局】

医療的ケア児支援推進事業のひとつとして、令和8年4月より、医療的ケア児等コーディネーター委託事業を開始することとなった。府中市では現在、直営というかたちで医療的ケア児等コーディネーターを運営している。事業開始の経緯と、事業内容について説明させていただく。

市職員の人事異動によるコーディネーターの確保や質の担保が課題となっていた。また、医療的ケア児の支援ニーズは非常に高い状況であるものの、市の医療的ケア児等コーディネーターはケースワーカー業務と兼務しており、支援ニーズの掘り起こしや全ての医療的ケア児の支援までカバーできていない点が課題であった。そこで、医療的ケア児支援の継続性・専門性を保つために事業運営の見直しを図り、医療的ケア児支援のノウハウやネットワークのある民間事業所への委託を決めた。

民間委託を行うことで目指すことは、「医療的ケア児のライフステージに応じた支援を継続的にを行い、伴走的支援ができる体制」。重症心身障害児・医療的ケア児の対応実績が豊富で、信頼性の高い法人による事業運営が加わることで、市が単独で対応することが難しいアウトリーチや伴走的支援が期待できる。この体制の構築により、市民から寄せられる相談や支援ニーズを把握し、支援の漏れや取りこぼしを防ぐことが期待される。

府中市の医療的ケア児等コーディネーター委託事業では、市のコーディネーターも一部役割を担い、ハイブリッドというかたちで運営していく。

<事業内容>

① 退院前・退院後

委託先コーディネーターと市の担当ケースワーカーが退院前カンファレンスに参加します。委託先コーディネーターが退院後の生活調整などを実施し、市は障害福祉サービス等の支給決定を行う。在宅移行後の生活調整も必要に応じて対応する。

② 保育所入所・学校入学

委託先コーディネーターは入所相談のサポートを行う。初期相談の時点では市コーディネーターと担当課とで、入所入学の意向や本人の概要を伝えるなどのやり取りを行い、受入れに向けて話が進むようであれば委託先コーディネーターにつなぐ。市コーディネーターは、担当課と委託先コーディネーターをつなぐ役割を想定している。委託先コーディネーターは受け入れ検討に必要な書類準備や、担当課への情報提供などを行うなど、保護者側のサポートを行う。

保育所入所後・学校入学後についても、お困りごとに対し相談対応を適宜行う。

③ 地域支援

医療的ケア児とその家族だけでなく、関係機関からの問い合わせにも対応する。医療的ケア児等コーディネーター交流会の実施、支援機関からの相談受付・後方支援、社会資源の把握と情報提供などを行う。

市コーディネーターは、医療的ケア児等コーディネーター養成研修受講者の推薦・とりまとめを行う。社会資源の把握と情報提供については、市も同様に実施する。

④ 会議体への参加

来年度以降の本会議への参加や、東京都などが開催する医療的ケア児に関する連絡会に参加する。

市コーディネーターは引き続き本会議の運営や、東京都などが開催する医療的ケア児に関する連絡会に参加する。

また、委託先コーディネーターと市で月1回、相談対応の状況や課題等の共有を図る。今まで市では医療的ケア児の把握のためにリスト化してきた。今後はコーディネーターが対応したケースを共有することで、医療的ケア児の全数把握に努める。

【事務局】

ご意見ご質問等がありますか。

【富田委員】

役割分担はよいことだと思った。医療的ケア児等コーディネーターの自治体配置と民間配置は、それぞれメリットとデメリットがあると思っている。府中市もそうだと思うが、担当している方が専門性を高めたとしても異動が必ずあるので、交代は辞せないし、専門性を深めないといけないところも、十分な期間がないと難しい。民間である程度経験を積んでいる方がやっていると、すごく解決しやすい部分があると思う。

その一方、医療的ケア児等コーディネーターの役割のひとつとして、特に自治体の中の庁内連携が重要になる。医療的ケア児に関わる部署は会議にも参加している母子保健、障害、保育、教育など。もしかしたら今後、医療的ケア者にもなるとより部署が広がる可能性もある。関係部署が継続的に、母子保健→保育→教育と引き渡していくには、連携が必要不可欠であり、それを民間で行うことは難しい。そういう意味で、庁内で縦割りになりやすいところを自治体配置の医療的ケア児等コーディネーターが庁内連携や情報共有を意識してやっていくべき。

【事務局】

貴重なご意見ありがとうございます。お話があったとおり、庁内連携は今後の医療的ケア児等コーディネーターの役割としても非常に重要な部分だと感じている。来年度、母子保健、保育、教育など関係部署との連携を始めていきたい。

直営でやっていくにしろ、人事異動がつきもので、質の担保をしてくために民間事業所の力添えをいただきながら、直営に一部委託というハイブリッドなかたちでの事業の実施をやっていきたい。

3 その他

今回の開催は令和8年7月頃を予定している。開催時期に通知を送付する。
なお、委員の皆様の任期は本年の3月31日までとなっているため、次年度の委員については、別途推薦依頼をさせていただく。